

出産費資金貸付制度の廃止説明

資料 2 諮問案件の出産費資金貸付制度の廃止についてですが、まずは（1）の出産費資金貸付制度の概要についてご説明いたします。

出産費資金貸付制度とは、医療機関等に支払う分娩費や妊婦健診費用などの出産に要する費用を支払うための資金を貸し付けし、出産後に支給する出産育児一時金（以下、「一時金」という。）の支給時に貸付金を差し引いて支給するもので、平成 13 年 6 月から開始した事業です。

事業開始時は、分娩費用等を医療機関に支払った後に国民健康保険課で一時金の支給申請のうえ、一時金を受け取っていたため、妊婦健診の費用も含めまとまった費用を一旦負担する必要がありました。

しかし、事業開始から 20 年以上経過しており、事業開始時と比べると出産に関する制度や仕組みが変わりました。

（2）の廃止の理由で挙げておりますが、平成 21 年度から一時金の直接支払制度を導入し、保険者から医療機関等に一時金を直接支払うことにより被保険者がまとまった金額を用意する負担が軽減できるようになっています。

また、実際に平成 25 年度以降は新規の貸付申請がない状況であり、約 10 年間申請がないことから制度の役割を終えているものと考えられることから廃止するものです。

なお、妊婦健診の助成についても事業開始時と比べるとかなり充実しており、妊婦健診に係る費用負担が大幅に軽減されています。

出産費資金貸付制度の廃止について承認いただければ、令和 5 年 3 月 31 日に廃止を予定しております。

諮問案件

出産費資金貸付制度の廃止について

平成 13 年 6 月から事業を開始しましたが、制度の役割を終えているため廃止するものです。

(1) 制度の概要

- ア 出産に要する費用（妊婦健診費用等）を支払うための資金を貸し付けるもの
- イ 出産後支給する出産育児一時金の支給時に貸付金を差し引いて支給

(2) 廃止の理由

- ア 平成 21 年 10 月から出産育児一時金直接支払制度を導入
- イ 平成 25 年度以降は新規の貸付申請なし

(3) 廃止の時期

令和 5 年（2023 年）3 月 31 日